

# 社会保険しまね

No.778

「吉賀町・カタクリの里」  
illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 日本年金機構からのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- 年金相談所についてのお知らせ
- 島根県社会保険協会からのお知らせ

助け合い 生きる安心 社会保険

島根県の状況(平成23年11月末)

	厚生年金	健康保険
適用事業所数	11,792 事業所	11,569 事業所
船舶所有者数	97 事業所	—
被保険者数	男 性	97,306 人
	女 性	68,944 人
	坑内員	8 人
	船 員	1,063 人
被扶養者数	—	112,152 人

厚生年金の受給権者数	237,745 人
年金額(年金額には停止額を含む)	1,731億61百万 円
健康保険の給付件数(11月分)	243,270 件
健康保険の保険給付費(11月分)	30億1百万 円

## 日本年金機構からのお知らせ

こんなときは、届出をお願いします

● 従業員を採用したとき

● 採用した従業員に被扶養者がいるとき

● 従業員が家族を新たに被扶養者とするとき  
● 被扶養者の異動があったとき  
(被扶養者の就職・離職など)  
● 被扶養者が75歳に到達し、  
後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

● 従業員(被保険者)の住所に変更があったとき

健康保険・厚生年金保険  
被保険者資格取得届

健康保険  
被扶養者(異動)届

健康保険・厚生年金保険  
被保険者住所変更届

受付・相談窓口は  
年金事務所です

異動の多い季節です。  
届け忘れのないよう、  
ご注意ください。



● 従業員が退職したとき

● 従業員が70歳に到達し、  
厚生年金保険の被保険者資格を喪失するとき  
● 従業員が75歳に到達し、  
後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

20歳以上60歳未満の方が退職されたときは、**国民年金の届出**も必要です。  
ご本人が、お住まいの市町村役場で手続きをしてください。  
国民年金の保険料納付が経済的に困難な方には、退職した年度および翌年  
度に限り利用できる「**特例免除制度**」もあります。

健康保険・厚生年金保険  
被保険者資格喪失届

＋ プラス

● 採用・退職者が70歳以上の場合には  
● 従業員が70歳に到達した場合には

厚生年金保険  
※70歳以上被用者該当・不該当届

※昭和12年4月2日以降に生まれた方

## 新任事務担当者説明会のご案内

地区	開催日時	会場	内容
松江	5月16日(水) 13:30~16:30	島根県民会館(大会議室)	◆健康保険・厚生年金保険の加入 (資格取得と喪失等)について……13:30~14:30
出雲	5月22日(火) 13:30~16:30	出雲市民会館(301会議室)	◆健康保険の給付について……14:40~15:40
浜田	5月18日(金) 13:30~16:30	浜田建設会館(会議室)	◆労働保険制度について……15:50~16:30

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催しています。  
なお、今回は島根労働局による労働保険制度に関する説明も併せて行います。

※駐車料金が必要な場合は、  
各自でご負担いただきますようお願いいたします。

■対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

## 社会保険料の納付は、便利で確実な「口座振替」で

社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)は、他の公共料金と同様に金融機関の預金口座から自動引き落としをすることができます。  
金融機関の窓口へお出かけになる手間が省けるうえ、納め忘れもなく大変便利です。ぜひご利用いただきますようお願いいたします。

### 口座振替の手続きは

年金事務所に備え付けの「健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付(変更)申出書」に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印のうえ、口座振替を行う金融機関に提出、または金融機関の確認印を受領のうえ年金事務所に提出してください。

### 保険料の納付は期限内に!

毎月の保険料の納付期限は、翌月末日です。納付期限を過ぎると督促状が届きますので、記載された期限までに必ず納めてください。  
指定期限を過ぎると、延滞金が発生しますのでご注意ください。



—— 保険料納付に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所へ ——

■松江年金事務所 厚生年金徴収課  
TEL.0852-23-9544

■出雲年金事務所 厚生年金徴収課  
TEL.0853-24-0047

■浜田年金事務所 厚生年金徴収課  
TEL.0855-22-4121

## 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

平成24年4月1日から「限度額適用認定証」が外来診療でもご利用いただけるようになります。

### 1 限度額適用認定証とは？

健康保険には、医療機関で支払った1か月分の医療費の窓口負担額が、一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合、その超えた額が申請により払い戻される制度があります(高額療養費制度)。

高額療養費制度による払い戻しを受けるまでには、一時的とはいえ、多額の費用を立て替えることになることから、70歳未満の加入者の方については、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、健康保険被保険者証と一緒に保険医療機関等の窓口へ提出することで窓口負担額(食事代や個室料等保険診療の対象とならないものを除く)を自己負担限度額までに抑えることができます。

**平成24年4月1日から次のとおり改正になります。**

現在は・・・

70歳未満の加入者の方が**入院するとき**、事前に申請いただき、「限度額適用認定証」を健康保険被保険者証とあわせて医療機関の窓口へ提示することで、入院時の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。



平成24年4月1日からは・・・

入院するときだけでなく、70歳未満の加入者の方が**外来診療**を受けて窓口でのお支払いが高額になる場合についても、「限度額適用認定証」をご利用いただけるようになります。

### 2 自己負担限度額は？

被保険者の方の所得に応じて次の3つに区分されます。

【70才未満の場合】

被保険者の所得区分	申請書の種類	自己負担限度額(同一月1か月あたり)	多数該当(※3)
①上位所得者(標準報酬月額53万円以上の方)	限度額適用認定申請書	150,000円+(医療費(※1)-500,000円)×1%	83,400円
②一般所得者(①および③以外の方)	限度額適用認定申請書	80,100円+(医療費(※1)-267,000円)×1%	44,400円
③低所得者(※2)	限度額適用・標準負担額減額認定申請書	35,400円	24,600円

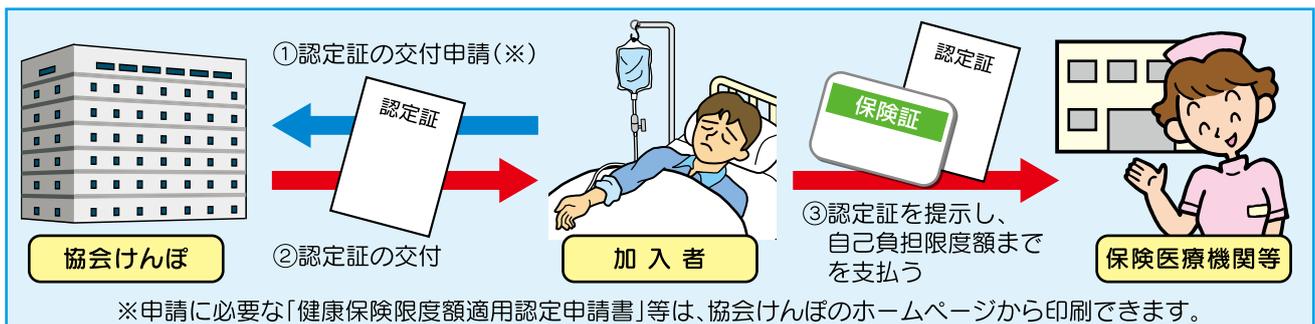
※1 医療費とは保険診療の対象となる医療費の総額(10割)です。食事代や個室料等の保険診療の対象とならないものは含みません。

※2 被保険者の方が市町村民税の非課税者等である場合です。ただし、被保険者の方の市町村民税が非課税等であっても、上位所得者に該当する場合の所得区分は上位所得者となります。

※3 直近12カ月間に、同一世帯で3か月以上高額療養費の対象となる月がある場合の4か月目からの自己負担限度額です。

70歳以上75歳未満の加入者の方(低所得者の方を除く)は、お手持ちの「健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」を提示することで、窓口負担額が自己負担限度額までとなります。

### 3 限度額適用認定証のご利用の流れ



【手続きに関するお問い合わせ先】 協会けんぽ島根支部業務グループ TEL 0852-59-5144

### 出張相談所の開設

◆年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。

会場	相談日		時間
隠岐の島町ふれあいセンター	4月11日(水)	5月9日(水)	13:00～16:00
	4月12日(木)	5月10日(木)	9:30～12:00
海士町役場	—	5月24日(木)	9:30～12:00
黒木公民館	—	5月23日(水)	13:00～16:00
大田市役所	4月25日(水)	5月23日(水)	10:00～15:00
益田市民学習センター	4月24日(火)	5月22日(火)	10:00～16:00

※隠岐地方につきましては、天候不順等でフェリーが欠航の場合は中止になることがありますので、あらかじめご了承ください。



■相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑などをご持参のうえ、できるだけご本人がお出かけください。  
※代理の方がお出かけになる場合は、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要です。

### お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

## (財)島根県社会保険協会からのお知らせ

### 退職される方々向けのパンフレットがあります。

各年金事務所窓口等で配布していますので、是非ご利用ください。(ホームページもご覧ください)



### 23年度の各種利用料の助成期間は終わりました。

「スキー場リフト券助成」「温泉利用料」など、たくさんの会員の方々にご利用いただき、ありがとうございました。なお、「プール・ジム」についてのみ、平成24年6月30日までご利用いただけます。

### 24年度の会費納入のお願い

平成24年度の会費納入のお願いを、4月13日にお送りさせていただきます。

#### ..... 会員の皆様へ .....

平成23年度の会費納入ありがとうございました。おかげをもちまして、無事23年度の事業を実施することができました。

ご存じのように、事業を実施するための費用は、全て、年1回事業主の皆様方よりご協力をいただいております社会保険協会費が唯一の財源です。

ご理解いただき、引続き24年度会費の納入をよろしくお願いいたします。

#### ..... 会員として未加入の皆様へ .....

財団法人島根県社会保険協会は、県内の健康保険および厚生年金保険の適用を受けている事業所の事業主の皆様を会員として昭和24年に設立され、社会保険制度の趣旨の普及推進等を目的として各種事業を行って参りました。

主なものとして、広報紙「社会保険しまね」の発行や、事務担当者の皆様を対象とした各種研修会や説明会、書籍・小冊子・パンフレットの配布等を行っています。

また、会員の皆様向けに、健康保険・厚生年金保険の被保険者やそのご家族の皆様の健康づくりや体力づくりを目的として、ボウリングやプール等利用料の助成や、海の家や山の家の開設などの事業も行っています。

当協会への加入は強制ではございませんが、趣旨を十分ご理解していただき、会員としてご加入の上、事業並びに事務執行に要する費用に充てるため、会費(年額)のご負担をよろしくお願いいたします。



社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！

日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部ホームページ=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>

島根県社会保険協会ホームページ=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>